平成２８年（フ）第１６１号
相模原市中央区共和４丁目13番５号　ディアコートサガミ207
破産者　浦部さとみ
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第７８号
奈良市中町2516番地、開始決定時の住所奈良市西千代ケ丘２丁目７―17
破産者　堀田　征嗣
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３６号
沖縄県那覇市字上之屋303番地８　クレセントパル上之屋403、開始決定時の住所沖縄県那覇市おもろまち１丁目１番25―2906号
破産者　小川美津貴
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１２号
宮城県石巻市吉野町３丁目６番18号　メゾン吉野202号、前住所宮城県石巻市鹿妻北１丁目２番２号　フレグランス鹿妻Ｂ101号
破産者　阿部　篤
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第３７３号
神奈川県座間市相武台２丁目37番38号　ケンジントン102号
破産者　山道　孝夫
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第７０３号
大阪府高槻市牧田町６番101―504号、前住所大阪府高槻市津之江町１丁目74番８号
破産者　脇　　由幸
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８７８号
大阪府東大阪市中新開２丁目13番３号　サンビレッジ東大阪梓　202号
破産者　亀田　和美
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９２８号
大阪府東大阪市宝持３丁目３番19号　シャトレ宝持　203号
破産者　安景子こと　池田　景子
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５３号
堺市北区東三国ヶ丘町３丁５番５―102号、前住所大阪府和泉市みずき台１丁目23番11号
破産者　小谷　正子（旧姓初川）
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１９２号
兵庫県宝塚市御殿山２丁目４番17―102号、前住所兵庫県芦屋市朝日ケ丘町27番16―503号
破産者　島川　　毅（旧姓上砂）
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２６８号
奈良県大和郡山市北郡山町110番地13
破産者　谷　　英雄
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２８１号
奈良市菅原町204番地の２　クレール西大寺102号
破産者　稲葉　秀樹
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第８３号
徳島県徳島市住吉６丁目１番24号
破産者　髙橋　俊郎
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８４号
徳島県徳島市住吉６丁目１番24号
破産者　髙橋　淑惠
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４５３号
北九州市八幡西区平尾町９番１―310号
破産者　平野　雅也
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１３９号
兵庫県尼崎市今福１丁目２番10―213号
破産者　橋本八重子
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４２８号
兵庫県西宮市南郷町８番28―202号、前住所神戸市中央区布引町２丁目２番７―604号
破産者　ＤＵＡＮ　ＫＡＮＧＺＩ（段康子）
1　決定年月日　平成29年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係